

紀南地域廃棄物処理促進協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、紀南地域廃棄物処理促進協議会の全体会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に、住所及び氏名を記入の上、傍聴しなければならない。

2 会議開始予定時刻の10分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項に定める定員を超えるときは、抽選により、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議において、発言しないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (3) 談論、放歌、高笑、その他けん騒にわたる行為をしないこと。
- (4) はち巻き、腕章(報道関係者等である旨を表示する腕章を除く。)の類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話の電源を切っておくこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべての職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定めるものとする。

附則

この規程は、平成 1 5 年 2 月 2 5 日から施行する。

第 回 紀南地域廃棄物処理促進協議会全体会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

第 回 紀南地域廃棄物処理促進協議会全体会議傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			
2 1			
2 2			
2 3			
2 4			
2 5			
2 6			
2 7			
2 8			
2 9			
3 0			